

重 要 事 項 説 明 書

平成 29 年 6 月 1 日 摘 要
八百津町居宅介護支援事業所

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第 38 号第 4 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

- ① 事業者の名称 社会福祉法人 双和会
- ② 事業者の所在地 岐阜県加茂郡八百津町錦織 1 2 2 0 番地 6
- ③ 法人種別 社会福祉法人
- ④ 代表者の氏名 理事長 粕 谷 孝 信
- ⑤ 電話番号 0 5 7 4 - 4 3 - 2 2 8 0

2. ご利用の事業所

- ① 事業所の名称 八百津町居宅介護支援事業所
- ② 事業所の所在地 岐阜県加茂郡八百津町錦織 1 1 6 0 番地 5
- ③ 管理者の氏名 後 藤 弘 幸
- ④ 電話番号 0 5 7 4 - 4 3 - 4 0 4 1
- ⑤ FAX 番号 0 5 7 4 - 4 3 - 4 0 0 5
- ⑥ 指定事業所番号 2 1 7 1 3 0 0 1 9 3

3. 社会福祉法人双和会で実施する事業

事業の種類		岐阜県知事の事業者指定		利用定員	八百津町基準該当サービス
		指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 3 月 30 日	2171300169	70	該 当
	短期入所生活介護 (予防併設)	平成 12 年 3 月 30 日	2171300169	10	該 当
居宅	八百津町デイサービスセンター 介護予防通所介護	平成 12 年 4 月 1 日 平成 19 年 7 月 1 日	2171300391	35	該 当
	八百津町東部デイサービスセンター 介護予防通所介護	平成 12 年 3 月 30 日 平成 18 年 4 月 1 日	2171300409	25	該 当
居宅介護支援事業 (八百津町)		平成 11 年 10 月 20 日	2171300193	—	該 当
居宅介護支援事業 (八百津町東部)		平成 11 年 10 月 20 日	2171300201	—	該 当

4. 事業の目的と運営方針

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。
- ② 利用者自らの選択に基づき、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように配慮します。

- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行います。
- ④ 事業の運営に当たっては、保険者、他の在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護福祉施設等との連携に努めます。

5. 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	人数	職 務 内 容
管 理 者	1名	職員の管理と業務の実施状況を把握します。(介護支援専門員を兼ねる。)
介護支援専門員	3名	必要な事務を行います。(常勤3、他事業所兼務1人)

6. 営業日、営業時間及び実施地域

- ① 営業日 毎週月曜日から金曜日(祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く)
- ② 営業時間 午前9時00分から午後6時00分
- ③ 実施地域 八百津町全域

7. 居宅介護支援の提供方法及び内容

- ① 居宅サービス事業者等の情報を適正に利用者・家族へ提供します。
- ② 居宅サービス計画作成にあたっては、利用者・家族に対して説明し、文書による同意を得ます。
- ③ 居宅サービス計画作成後においても継続的に援助を行い、居宅サービス計画等の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。
- ④ 要介護(支援)認定の更新申請は、すでに受けている介護支援等の有効期間満了日の30日前には行われるように援助します。
- ⑤ 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合には、希望により介護保険施設を紹介します。

8. 利用料及びその他の費用

- ① このサービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とし、法定代理受領サービスの場合の本人負担は無料です。但し、保険料の滞納等がある場合は、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。
- ② 事業実施地域以外で居宅介護支援を行った場合は、サービスの提供の際に要した交通費の実費をいただきます。

9. 苦情等申立・処理

(1) 利用者からの苦情処理を行うための体制

- ① 申 立 先 苦情解決責任者(敬和園施設長) 原 晃
苦情受付担当者(敬和園相談員) 丹羽 宏 和
- ② ご 利 用 時 間 土曜、日曜、祝祭日を除く9時から17時30分まで
- ③ 電 話 番 号 0574-43-2280
- ④ 苦 情 箱 設 置 特別養護老人ホーム敬和園玄関入口に設置
- ⑤ 苦情解決第三者委員 日置 秀雄 電話0574-43-0262
安江多恵子 電話0574-43-0666

(2) 苦情の対応・処理方法

- ① 苦情解決事業実施要領に基づく第三者委員により検討を行い、サービス事業者に苦情報告と改善について指示します。

(3) 相談の対応

- ① 相談受付担当者 後 藤 弘 幸 (八百津町居宅介護支援事業所ケアマネジャー)
② ご利用時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時00分～午後6時00分
③ 電話番号 0574-43-4041

10. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者の安全確保を最優先に関係行政機関とも連携のうえ、別途定める『社会福祉法人双和会危機管理マニュアル』に従い適切に対応するとともに、緊急連絡先に連絡します。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 守秘義務等

事業者及び従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及び利用者の家族等の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

12. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者・家族等の秘密を守ります。
(2) 利用者は、居宅介護支援事業者等に対し、利用者・利用者の家族又は身元引受人に関する情報を提供することに同意します。